

令和7年12月25日

関係所属長 殿

長野県警察本部長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布 について（通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）が令和7年12月10日に公布され、一部の規定を除き、同年12月30日から施行されることとなったことから、事務処理上遺憾のないよう運用されたい。

記

1 改正の経緯

昨今、いわゆる「紛失防止タグ」を用いて相手方の所在を把握しようとする事案や、探偵業者をはじめとする第三者からストーカー行為等の相手方の避難先の住居等の情報提供を受けた者が、ストーカー行為等を行ったり当該相手方に危害を加えたりする事案等が確認されている。

本改正は、こうした実態を踏まえ、相手方の承諾を得ないで、その所持するいわゆる紛失防止タグの位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定を整備する等の措置を講ずるものである。

2 改正法の概要

別添1のとおり

3 改正法の要綱

別添2のとおり

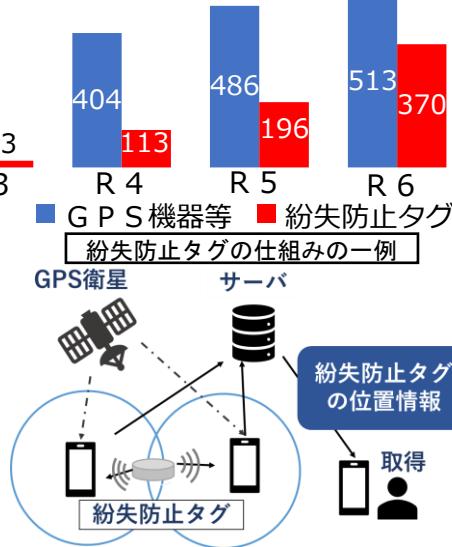
担当：人身安全対策課（人身安全第一係）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加（第2条第3項）

- 昨今、「紛失防止タグ」^(※1)を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとするストーカー事案が増加
- 紛失防止タグは、**改正前の法規制**^(※2)の対象外
 - ※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置
 - ※2 位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制
- 次の行為を**位置情報無承諾取得等**に追加
 - 紛失防止タグの位置情報を取得する行為
 - 紛失防止タグを取り付ける行為等

G P S 機器等・紛失防止タグが用いられた
ストーカー事案の相談等件数



その他

1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知（第6条）

探偵業者をはじめとする第三者からストーカー行為等の相手方の所在等に関する情報を入手して、ストーカー行為等を行う事案が発生

事例

避難中の相手方の実家の情報を探偵業者から入手した行為者が、当該実家に刃物を持って押し掛けた。

警察本部長等は、相手方情報保有者等^(※)が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、

当該相手方情報保有者等に対し、

- 情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、
- 情報提供を行わないよう求める

ことができることとする。

※ 警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に関する情報を保有し、又は保有しようとしている者

2 職権での警告等（第4条・第5条）

改正前の法では、

- 警告をするには、違反行為の相手方の申出が必須
- 警告・禁止命令等を求める旨の申出を受けた場合に限り、警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知を実施

- 職権での警告を創設
- 申出を受けていなくても通知を実施

3 ストーカー行為等の相手方に対する援助（第9条第3項）

- 改正前の法では、ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体として、ストーカー行為等が行われている地域の住民を規定
- これまでストーカー行為等が行われていない勤務先や学校で被害に遭う事案が発生

事例

相手方の自宅付近を包丁を持ってうろついた行為者が、その約4か月後に相手方が通う高校に侵入し、包丁を所持して相手方を待ち伏せした。

- ストーカー行為等の相手方を雇用する者
- 当該相手方が就学する学校の長を努力義務の主体に追加

4 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等（第14条）

ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、当該相手方の当該違反行為が行われた時ににおける住居の所在地を管轄する都道府県公安委員会等を禁止命令等の主体に追加

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律要綱

1 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加

いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加える。(第二条第三項関係)

2 職権での警告を可能とするための規定の整備

警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができるることとする。(第四条関係)

3 警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備

警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等(以下「警告等」という。)をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。(第四条第三項、第五条第六項関係)

4 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備

警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者(以下「相手方情報保有者等」という。)が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができるることとする。(第六条関係)

5 ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備

ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。(第九条第三項関係)

6 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備

禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。(第十四条関

係)

7 施行期日等

- (1) 4を除き、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 4については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一項第二号関係)
- (3) この法律の経過措置等について定める。(附則第二項、第三項関係)